

こんな法律
知っていますか？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

法の趣旨

国や地方公共団体などの「行政機関」と「民間事業者」は事務・事業を行うにあたり、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。
*一般私人の行為や個人の思想・言論については、法の対象ではありません。

不当な差別的取扱いの禁止とは

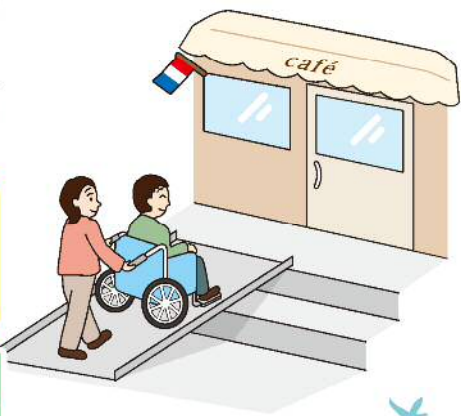
不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。



(例) 障害を理由に、対応を後回しにする。説明会やシンポジウムに出席させない。お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

合理的配慮の提供とは

障害のある方から、配慮をしてほしいという意思表示があった場合に、負担とならない範囲で、その配慮を行わなければなりません。
*民間事業者は努力義務となります。合理的配慮の方法は一つではなく、お互いの話し合いにより、柔軟に対応することが重要です。



(例) 段差がある場合に、車椅子を利用している方の補助を行う。申請窓口において、筆談や読み上げなどで、わかりやすい説明を行う。車の乗降場所を施設の入口に近い場所へ変更する。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務



不当な差別的取扱いを受けた場合、合理的配慮をしてほしい場合

行政機関や民間事業者が行う事務・事業の中で、不当な差別的取扱いを受けたと思われるときや合理的な配慮をしてほしいときは、その事務・事業を行っている行政機関や民間事業者に申し出て、ご相談ください。



行政機関への相談

事務・事業を行っている担当部署や人事担当課にご相談ください。

下記ホームページも参照ください。

川崎市の組織

検索

民間事業者への相談

まずは当該事業者の設置する相談窓口などにご相談ください。
相談によっても解決が図られないときなどは、その事業者を担当する部署や各種相談窓口にご相談ください。

下記ホームページも参照ください。

内閣府 障害者差別解消法

検索

ページ内の【事業分野相談窓口(対応指針関係)】をご覧ください

川崎市 障害者差別解消法

検索

ページ内の【川崎市の相談窓口(事業者に対する監督権限を持つ部署)】をご覧ください

相談先がわからない場合は、次の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号	ファクス番号
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	200-3796	200-3932
川崎区役所保健福祉センター高齢・障害課	201-3294	201-3291
大師地区健康福祉ステーション高齢・障害担当	271-0162	271-0128
田島地区健康福祉ステーション高齢・障害担当	322-1984	322-1995
幸区役所保健福祉センター高齢・障害課	556-6654	555-3192
中原区役所保健福祉センター高齢・障害課	744-3296	744-3382
高津区役所保健福祉センター高齢・障害課	861-3252	861-3249
宮前区役所保健福祉センター高齢・障害課	856-3304	856-3163
多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課	935-3302	935-3396
麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課	965-5159	965-5206

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044 - 200 - 3796 ファクス 044 - 200 - 3932

*川崎市の市外局番は044です。

